

有償頒布のお知らせ

本件事業の実施に必要な関係資料(図面、修繕履歴等)を次により有償頒布する。

1 有償頒布するもの

寒川浄水場排水処理施設更新等事業に関する参考資料集 1式

(内容) 浄水場工程図・排水処理施設工程図

排水処理実績

- ・月間 排水処理過去実績データ
- ・月別 固形物発生量及び一次濃縮沈降濃度
- ・年度別 固形物発生量表・年度別 一次濃縮沈降濃度表
- ・年度別 二次濃縮沈降濃度表・年度別 脱水機打込濃度表
- ・排泥と日送泥量/事業期間中の排泥予定と送泥量表
- ・年度別 汚泥分析結果

脱水実験結果(メーカー名は50音順に列記)

(株)石垣/神鋼パンテック(株)/月島機械(株)/

日本ガイシ(株)/実験結果まとめ

事業用地仕様書

排水処理施設電気・機械関係資料

- ・電気設備一覧・点検修理・更新計画一覧
- ・機械設備一覧表
- ・機械設備修理履歴・修理予定表
- ・電気機械設備点検保守基準抜粋

参考図面

- ・排水処理施設構内配管図
- ・排水処理施設測量図
- ・隣接地地質調査結果(位置図・推定地層断面図・ボーリング柱状図)
- ・目久尻川河川断面図

2 購入申込み方法及び申込み先

購入希望者は、別紙「寒川浄水場排水処理施設更新等事業に関する参考資料集購入申込書」に必要事項を記入の上、Eメール又は郵送により神奈川県企業庁水道局浄水課水質班に提出すること。

(Eメールアドレス：ki-josui.3154@pref.kanagawa.jp)

(1) 申込期間 平成14年8月1日(木)～8月9日(金)(必着)

(2) 頒布日時 平成14年8月23日(金) 午前9時から午後5時まで

(3) 頒布場所

関係資料の頒布は、以下の団体で行う。

団体名 財団法人神奈川県厚生福利振興会

場 所 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁新庁舎地階 振興会売店

連絡先 厚生事業課 電話 045-661-0526

(4) 領布価格及び支払方法

領布価格は下記のとおりである。なお、購入代金は関係資料と引き換えに、現金で支払うこと。

寒川浄水場排水処理施設更新等事業に関する参考資料集 1 式

領布価格 4,260 円 (消費税込み)

寒川浄水場排水処理施設更新等事業に関する参考資料集購入申込書

平成 年 月 日

事業者名		
責任者名		
連絡先	住所 電話番号 FAX番号 Eメールアドレス	
購入希望数量	単 価	購 入 代 金
資料 式	4 , 2 6 0 円	円

寒川浄水場排水処理施設更新等事業に係る意見交換会に関する要綱

1 総則

本要綱は、寒川浄水場排水処理施設更新等事業(以下「本件事業」という。)に関する「寒川浄水場排水処理施設更新等事業実施方針」(以下「実施方針」という。)において規定されている「意見交換会」について、必要な事項を定めるものである。

2 意見交換会の目的

本件事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、さらに幅広く事業者の意見を聴取するため意見交換会を実施する。主な目的は次のとおり。

本件事業への参加意欲をもつ事業者及び参加の可能性のある事業者から、幅広い提案・意見を聴取し、その内容を入札説明書等に反映させることによって、より良い入札及び効率的なPFI事業の実施を目指す。

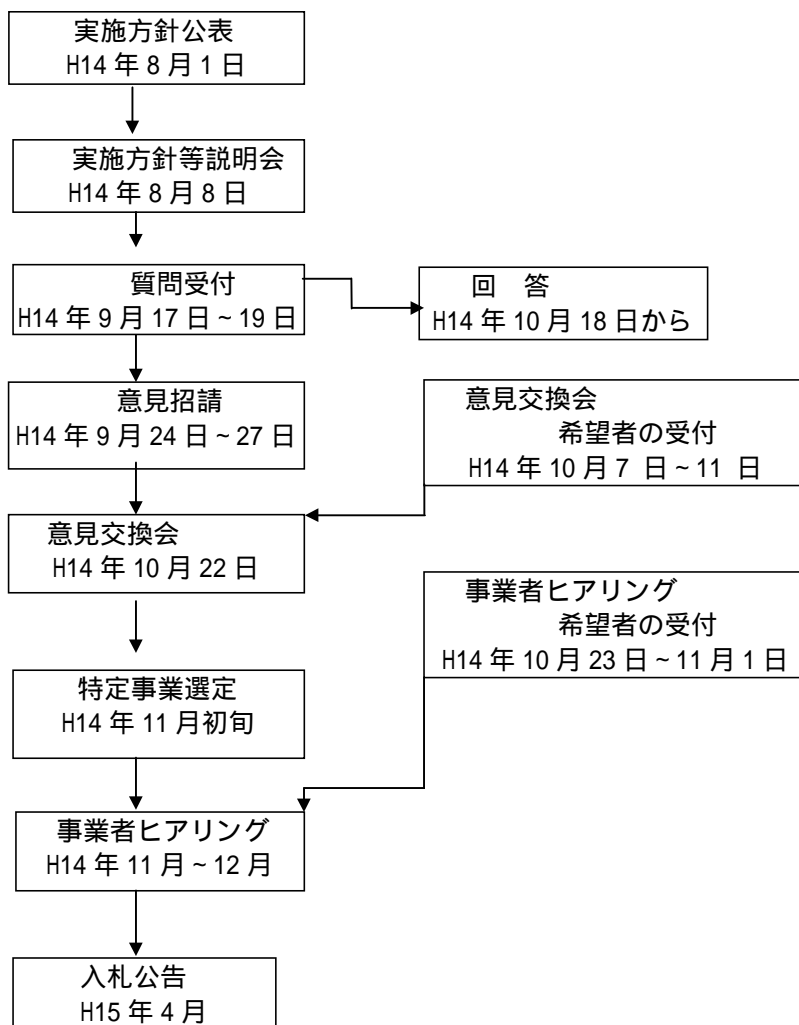
事業者間及び県企業庁と事業者との相互理解を深めることにより、事業者の創意工夫を引き出し、参入しやすい環境を整える。

事業への参画を希望する事業者及び関心のある事業者が、本件事業に対する理解を深め、より多くの事業者の参画を目指す。

3 スケジュール

意見交換会は、実施方針への質問回答後とし、平成 14 年 10 月 22 日（火）に実施する。

平成 14 年 8 月の実施方針公表から平成 15 年 4 月の入札公告までの事業者ヒアリングを含めたスケジュールは以下の通り。



事業者ヒアリングについては、別紙 3「寒川浄水場排水処理施設更新等事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱」を参照。

4 情報公開

意見交換会における参加者の発言内容及び会社名等は、原則として、神奈川県ホームページへの登載及び閲覧により公表する。

- (1) 閲覧期間 平成14年11月5日(火)から平成14年11月15日(金)まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)
- (2) 閲覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から4時まで
- (3) 閲覧場所 神奈川県企業庁水道局浄水課(横浜市中区日本大通1)

5 事業者からの意見受付について

意見交換会では、実施方針、業務要求水準書(案)、特定事業契約書(素案)、落札者決定の考え方についての意見及び本件事業全体についての意見を受け付けるものとし、意見に伴う質問を行うことも可能とする。ただし、会場での事業者からの意見及び質問については可能な限り回答するが、即答できない場合は「4 情報公開」に合わせて公表する。

6 参加申込み

意見交換会への参加希望者は、添付様式「意見交換会 参加申込書」に必要事項を記入の上、平成14年10月7日(月)から11日(金)まで(必着)の間にEメール又は郵送により申し込むこと。

(申込み先)

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県企業庁水道局浄水課 水質班

Eメール ki-jousui.3154@pref.kanagawa.jp

7 実施日時及び会場

意見交換会の実施は以下のとおり。

- (1) 開催日 平成14年10月22日(火)
- (2) 時間 10:00~12:00(9:30受付開始)

なお、参加者が多数となった場合、同日に午前・午後の2回に分けて意見交換会を実施する。時間が変更となった参加希望者に対しては、10月17日(木)までに、Eメール又はFAXにより連絡する。

会場 地球市民かながわプラザ 2階「プラザホール」

神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1

電話 045-896-2121(代表)



車での来場はできません。

8 費用負担

意見交換会参加に係る諸経費及び交通費については、参加者の負担とする。

「意見交換会 参加申込書」

神奈川県企業庁水道局浄水課水質班 担当あて

参加事業者名																					
所在地																					
連絡先 TEL																					
FAX																					
Eメール																					
参加者 (出席合計人数) 人																					
参加者詳細																					
<table border="1"><thead><tr><th>所属部署</th><th>肩書・役職名</th><th>氏名</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	所属部署	肩書・役職名	氏名																		
所属部署	肩書・役職名	氏名																			

参加者が多数の場合は、記入欄を付け加え記入すること。

寒川浄水場排水処理施設更新等事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱

1 総則

本要綱は、寒川浄水場排水処理施設更新等事業(以下、「本件事業」という。)に関する「寒川浄水場排水処理施設更新等事業実施方針」(以下「実施方針」という。)において規定されている「事業者ヒアリング」について、必要な事項を定めるものである。

2 事業者ヒアリングの目的

本件事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、さらに幅広く事業者の意見を聴取し、事業者の参入のしやすさに配慮した契約条件設定の一助とするため、事業者ヒアリングを実施する。事業者ヒアリングの主な目的は次のとおり。

本件事業への参加意欲をもつ事業者及び参加の可能性のある事業者から、個別に提案・意見を聴取し、その内容を入札説明書等に反映させることによって、より良い入札及び効率的なPFI事業の実施を目指す。

事業者ヒアリングに先立って開催する意見交換会では意見交換し難い具体的な意見・提案の聴取及び情報交換を行うことにより、事業者の創意工夫を引き出すとともに、事業者にとって参入しやすい環境を整える。

事業への参画を希望する事業者及び関心のある事業者が、本件事業に対する理解をより深め、今後の検討の方向性や具体化への一助とすることを旨とする。

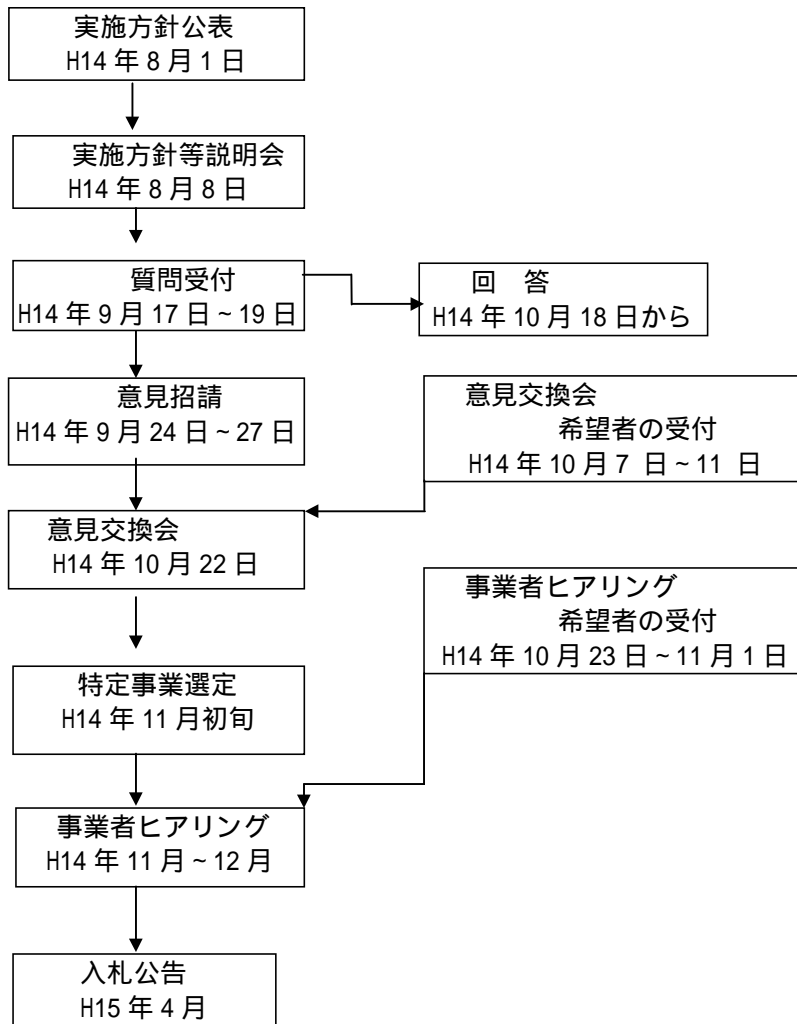
3 事業者ヒアリングの実施方法

事業者ヒアリングは、本件事業への参加を希望する事業者の自発的な提案・意見を県企業庁が受け付けるものであり、事業者ヒアリングは、1事業者(あるいは1グループ)と県企業庁による1対1の形式で行う。

4 スケジュール

事業者ヒアリングは平成 14 年 11 月～12 月の間に参加希望者との日程調整の上、随時実施する。

実施方針公表から入札公告までの事業者ヒアリングを含めたスケジュールは以下の通り。



意見交換会については、別紙 2「寒川浄水場排水処理施設更新等事業に係る意見交換会に関する要綱」を参照。

5 情報公開及び提案・意見書内容の保護

事業者ヒアリングに参加した事業者名、実施日時、ヒアリング内容については、原則として平成 15 年 2 月上旬に公表する。

ただし、公表することで事業者の権利、競争上の地位、正当な利益を害することを防ぐため、事業者ヒアリング参加者独自のノウハウ については、当該参加者からの申入れがあった場合及び県企業庁が当該参加者独自のノウハウと判断し、当該参加者に確認した上で保護が必要と判断したものに関しては、公表の対象としない。

「事業者独自のノウハウ」とは、それにより事業者が利益を得る可能性のある事業者独自の手法、アイデア等を指し、技術的分野に限らず、金融スキームのアイデアやリスク分担のアイデア等を含む、本件事業すべてに係る内容を指す。

6 事業者ヒアリングの内容

事業者ヒアリングにおいては、下記の項目内容に沿った提案・意見を受け付ける。

実施方針、業務要求水準書（案）、特定事業契約書（素案）、落札者決定の考え方についての具体的な提案又は意見。

事業者独自のノウハウに関する技術的内容に関する部分（ex.既存施設修繕・更新に関する点、脱水施設に関する点、脱水ケーキの再生利用方法に関する点等）についての具体的な提案又は意見。

7 参加申込み

事業者ヒアリングへの参加希望者は、添付様式 「事業者ヒアリング 参加申込書」及び添付様式 「事業者ヒアリング 提案・意見書」に必要事項を記入の上、**平成 14 年 10 月 23 日（水）～平成 14 年 11 月 1 日（金）（必着）**の間に E メール又は郵送により申し込むこと。

1 事業者での申込み、複数の事業者からなるグループでの申込みのいずれも可能とするが、参加人数が多数となる場合は県企業庁より人数の制限を行う場合がある。

また、「事業者ヒアリング 提案・意見書」には 1 枚につき 1 意見を記入し、複数の提案又は意見がある場合は、複数枚の書類を提出すること。なお、提案・意見書の内容に、事業者独自のノウハウに関するものが含まれる場合は、該当項目に印をつけること。

（申込み先）

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県企業庁水道局浄水課 水質班

E メール ki-jousui.3154@pref.kanagawa.jp

8 事業者ヒアリング実施日程等の連絡

ヒアリング日時及びヒアリング会場については県企業庁から代表担当者にEメール又は郵送により連絡する。

連絡日時での実施に不都合がある場合は、別途協議により適切な日時等を設定するが、実施日時に合意が得られなかった場合、県企業庁が設定した日時・会場にて実施する。

9 提案・意見書の再提出

提出された提案・意見書の内容について、不明確な点が認められた場合、事業者ヒアリング実施前に県企業庁より提案・意見書の再提出を求める場合がある。

10 費用負担

「事業者ヒアリング 参加申込書」及び「事業者ヒアリング 提案・意見書」の提出に係る諸費用並びにヒアリング会場までの交通費については参加者の負担とする。

11 事業者ヒアリングにおける公平性の確保

県企業庁は、事業者ヒアリングの実施に際して、参加の有無によって、入札時における応募者間の優劣が発生するようなことがないよう、公平性に十分に留意する。

なお、入札時においては、事業者ヒアリングで提出した提案と同様の提案を提出する必要はない。

12 その他

提出書類については、日本語で記述すること。

事業者ヒアリング 参加申込書

神奈川県企業庁水道局浄水課水質班 担当あて

提出日	年	月	日
参加事業者名 (グループの場合は代表者)			
代表担当者名			
連絡先			
住 所			
T E L			
F A X			
Eメールアドレス			
グループで参加を希望する場合、参加する他の事業者名 (枠内に入りきらない場合は欄外へ記入)			
事業社名：			
事業社名：			
事業者名：			
事業者名：			
合計参加人数	_____人		
意見数 (意見書の枚数ではなく、意見の数)			

事業者ヒアリング 提案・意見書

神奈川県企業庁水道局浄水課水質班 担当あて

事業者名	
代表担当者名	
連絡先	
住所	
TEL	
FAX	
Eメール	
<p>意見内容 (意見書の内容として当てはまる項目に印をつけ、具体的項目について〔 〕内に記入)</p> <p>実施方針の内容について 〔 〕</p> <p>業務要求水準書(案)の内容について 〔 〕</p> <p>特定事業契約書(素案)の内容について 〔 〕</p> <p>落札者決定の考え方の内容について 〔 〕</p> <p>その他 〔 〕</p>	
<p>意見書の内容の保護</p> <p>事業者独自のノウハウに係る内容であるため、非公開を希望</p> <p>事業者独自のノウハウに係る内容でないため、公開は可能</p>	

「事業者ヒアリング 意見書」には1枚につき1意見を記入し、複数の意見あるいは提案がある場合は、複数枚の意見書を提出すること。

「事業者独自のノウハウ」とは、それにより事業者が利益を得る可能性のある、事業者独自の手法、アイデア等を指し、技術的分野に限らず、金融スキームのアイデアやリスク分担のアイデア等を含む、本件事業すべてに係る内容を指す。

提案・意見記述欄

1つの意見について本用紙1枚を超える場合は、通しページを表示し複数枚数での提出も可能とする。また、電子媒体での保存が難しいもの（ex.図面等）がある場合は、別途郵送することも可能とする。

脱水実験に使用する汚泥の提供について

事業者が本件事業への参入の検討する際、寒川浄水場の実際の汚泥を使用して脱水実験を行なうことを希望する場合、以下の手続きにより汚泥を提供する。

1 申込み

平成14年8月28日(水)から平成14年8月30日(金)まで(必着)に、別添の汚泥提供申込書に必要事項を記載の上、Eメール又は郵送により申し込むこと。

2 申込み先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県企業庁水道局寒川浄水場浄水課水質班
Eメール：ki-josui.3154@pref.kanagawa.jp

3 費用負担等

汚泥は無料で提供するが、寒川浄水場からの汚泥の採取、運搬及び処分等に必要な機器類の使用料等一切の費用は事業者が負担するものとする。

4 提供場所及び提供期間

汚泥は寒川浄水場排水処理施設内で提供するが、採取場所については現地職員の指示によるものとする。原則として事業者の希望の日時に沿うことを予定しているが、希望に添えない場合は寒川浄水場から事業者あてに連絡する。

第1回(高濃度時) 平成14年9月17日(火)～9月20日(金)

第2回(低濃度時) 平成15年1月20日(月)～1月24日(金)

各回とも、午前10時から午後3時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

5 注意事項

- ・ 県企業庁から脱水実験のために提供される汚泥については、産業廃棄物となるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管理及び処分を行なうこと。
- ・ 提供する汚泥の量は原則として事業者の希望する量を提供するが、排水処理業務の都合等で希望に添えないこともある。

汚泥提供申込書

平成 年 月 日

神奈川県企業庁水道局浄水課水質班 担当あて

事業者名	
責任者名	
連絡先	住所 電話番号 FAX番号 Eメール
汚泥提供希望日時	第1回希望日 月 日() 時
	第2回希望日 月 日() 時
希望する汚泥の量	
汚泥の運搬方法	
脱水実験後の汚泥の処理方法	

汚泥の搬出から処分まで責任を負う者を明記すること。また、責任者は汚泥提供場所に必ず立ち会うこと。

汚泥の搬出方法及び脱水実験後の処分方法については、具体的に記載すること。当該項目の記載内容が不明瞭又は不適切な場合は汚泥を提供できないことがある。